

三浦市公共下水道（東部処理区）
運営事業

優先交渉権者選定基準

令和3年7月30日

【令和3年12月24日改訂版】

三 浦 市

目次

第 1	総則	1
1	優先交渉権者選定の考え方	1
2	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定の考え方	1
3	審査の進め方	2
4	審査結果の公表	3
第 2	参加資格審査	4
1	参加資格審査と確認結果の通知	4
第 3	附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査	5
1	附帯提案事業及び任意事業の予備的審査	5
第 4	現地調査及び競争的対話	6
第 5	提案審査	7
1	提案審査書類の受付	7
2	基礎審査	7
3	総合審査	7
	(1) 一般的要素の評価	7
	(2) 市財政負担軽減に向けた取り組みの評価	8
別表 1	評価項目と評価の視点及び配点	9

第1 総則

1 優先交渉権者選定の考え方

事業者選定に当たっては、下記の基本運営方針に沿った事業運営が、より適切に実施されると見込まれる事業者を選定することとする。

- ア 民間事業者の経営視点を取り込んだ中長期的な投資戦略の改善
民間資金等を活用した流動性の高い資金調達の実現に努めること
下水道事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用を図ること
ストックマネジメント等に基づく適時適切な改築更新を行うこと
財務指標に基づく健全な経営、及び適切な情報開示を行うこと
- イ 収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上
人口減少などに伴う収益減少を見据えた使用料金の最適化に努めること
独立採算型運営への移行に向けた財政構造の健全化を図ること
事業運営体制の最適化を図ること
- ウ 三浦市の魅力向上に資する下水道事業等の潜在的な価値の創出
下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出に努めること
地域住民等との協働による地域貢献を図ること

2 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定の考え方

「三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、維持管理や改築のほか経営管理を含めた運営全般に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に当たっては、維持管理や改築、経営管理などに関する提案内容、事業方針の妥当性・確実性、運営権対価等の各面から評価を行う、公募型プロポーザル方式を採用する。

この三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業優先交渉権者選定基準（以下「本書」という。）は、市が、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次点交渉権者を選定するための基準を示すものである。「提案審査のうち総合審査を行う「三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会」（以下「審議会」という。）は、学識経験を有する者、市職員により構成される。審議会において決定された選定基準に基づき提案内容の審査が行われ、優先提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定する。市は、審議会による審査結果を踏まえ、最終的に優先交渉権者及び次点交渉権者として決定する。

3 審査の進め方

審査は、参加資格審査、予備的審査、現地調査及び競争的対話、提案審査からなり、以下の図1に示す手順で実施する。

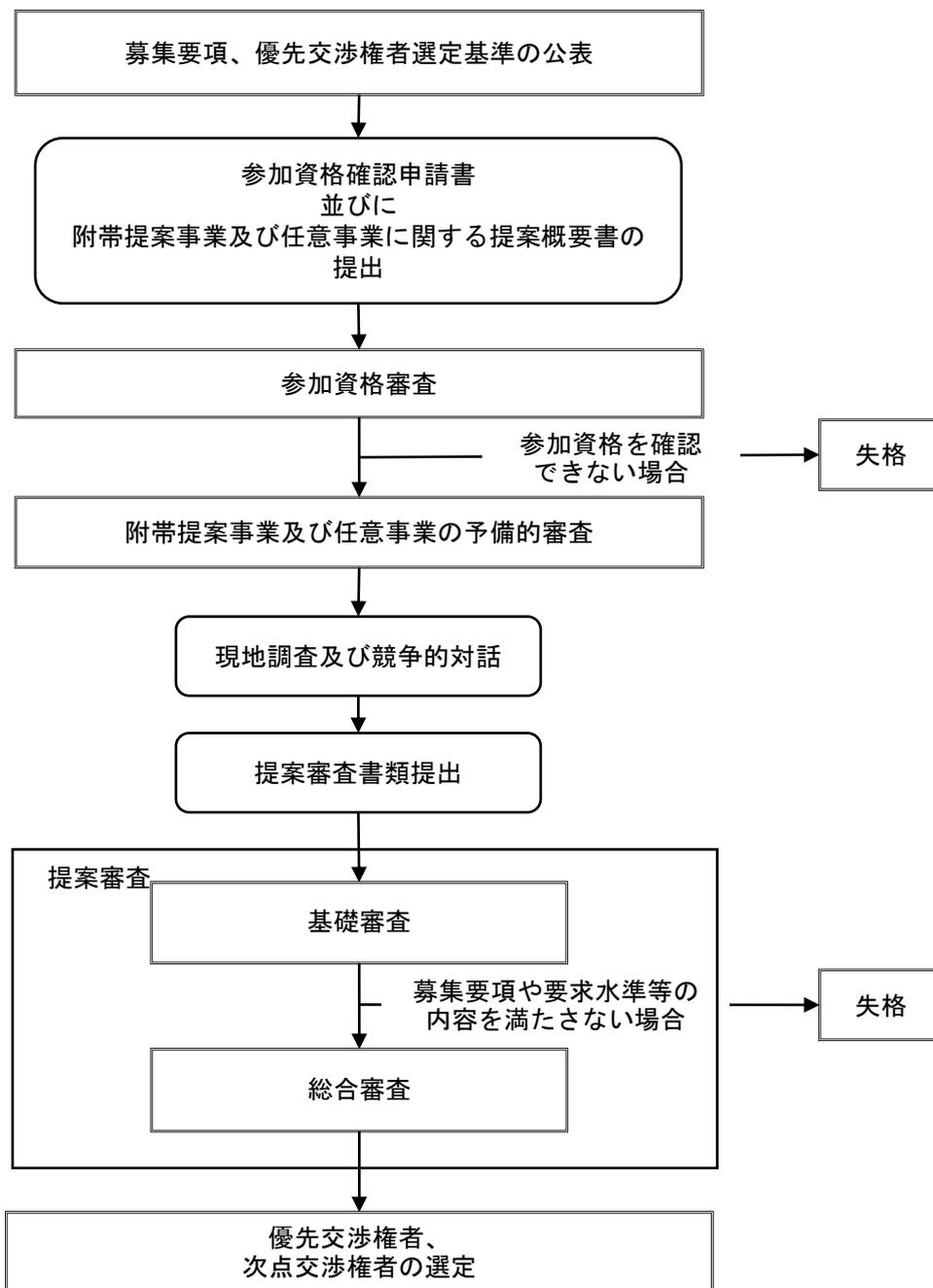


図1 審査の進め方

4 審査結果の公表

参加資格審査、予備的審査、提案審査の審査結果については、各応募者へ個別に通知する。また、必要に応じ、結果の概要について市のホームページにて公表する。

第2 参加資格審査

1 参加資格審査と確認結果の通知

参加資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。参加資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。参加資格審査における確認内容は表 2-1 のとおりとする。

表 2-1 参加資格審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
応募者の構成	「募集要項 第3-3-(1) 応募者の構成」の各項目	【様式6】 参加表明書 【様式7】 応募者の名称等
応募企業、応募グループに共通の参加資格要件	「募集要項 第3-3-(2) 応募者に共通の参加資格」の各項目	【様式10】 資格審査の附属資料提出確認書
業務実施企業に求められる要件	「募集要項 第3-3-(3) 業務実施企業に求められる要件」の各項目	【様式9】 参加資格確認申請書

第3 附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査

1 附帯提案事業及び任意事業の予備的審査

附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査では、参加資格審査にて参加資格が確認された者の付帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書をもとに、当該提案内容が市の政策に反しないものであるかを基準に実施可否を判断する。予備的審査は市が実施し、確認内容は表 3-1 のとおりとする。

表 3-1 予備的審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
附帯提案事業・任意事業の提案概要	附帯提案事業・任意事業の内容が市の政策や社会通念上の公序良俗に反していないこと	【様式 11】付帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書

第4 現地調査及び競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市と提案者との齟齬を生じさせないようにすること、事業運営における要求水準未達成を防ぐこと及び従前スキームでは実現不可能かつ市としてメリットを確認できる提案を可とすることを目的とし、現地調査及び競争的対話を行う。

第5 提案審査

1 提案審査書類の受付

提案者から提案審査書類の收受を行う。提出期限までに持参することとする。

2 基礎審査

基礎審査では、提案審査書類について、提案者からの提案内容が募集要項等に示す基準を満たしているか否かを確認する。基礎審査は市が実施し、下表の確認内容を満足できていない提案者は失格とする。

表 5-1 提案審査書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	<ul style="list-style-type: none">提案審査書類が全て揃っていること。指定した様式に必要な事項が記載されていること。提案審査書類全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	【様式 14】提案審査書類 提出書 ～ 【様式 16】要求水準に関する誓約書
特別目的会社の構成	<ul style="list-style-type: none">代表企業の出資比率が出資者中最大であること。構成企業の議決権比率の合計が 100 %であること。	
事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。算出根拠が明示されていること。	【様式 19】財務管理
付帯提案事業及び任意事業	<ul style="list-style-type: none">運営権設定対象施設の機能を阻害するような提案となっていないこと。	【様式 27】付帯提案事業 【様式 28】任意事業

※ 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

3 総合審査

総合審査は、「別表 1 評価項目と評価の視点及び配点」を基に行う行う

(1) 一般的要素の評価

審議会は、提案内容について、本書に基づく提案審査書類の評価に加え、プレゼンテーション等による確認を踏まえて評価する。評価は評価項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについて、当該項目の配点に応じ得点を与える。

(2) 市財政負担軽減に向けた取り組みの評価

市財政負担軽減に向けた取り組みとして、運営権対価、利用料金削減額、改築費削減額に対する設定根拠及び負担軽減額について評価を行う。市財政負担軽減に資する取り組みについては、別表1の4に示す「市財政負担軽減に向けた取り組みに関する事項」に基づき評価を行う。

また、市財政負担軽減策及び根拠が現実的であり、効果が期待できるものである場合に限り、提案された価格要素に対し評価を行う。評価に当たっては、下式に基づき算出された結果に対し、表5-2に基づき得点を与える。

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

$$\text{負担軽減額比率} = \frac{\text{当該応募者の価格要素合計値}}{\text{応募者の価格要素合計値のうち最高値}}$$

価格要素合計値

$$= (\text{運営権対価額} + \text{利用料金削減額} + \text{改築費削減額} \times 0.5) \text{の令和4年度現在価値}$$

$$\text{利用料金削減額} = \text{市利用料金想定額} - \text{応募者利用料金提案額}$$

$$\text{改築費削減額} = \text{市改築費想定額} - \text{応募者改築費提案額}^{\ast}$$

※ 改築費については、改築を行うに当たり前提となるストックマネジメントに係る検討、下水道事業計画及びアクションプラン作成支援に係る費用を含むものとする。

表 5-2 負担軽減額比率の評価基準

評価	評価基準	採点基準
A	0.75超過、1以下	配点×1.00
B	0.50超過、0.75以下	配点×0.75
C	0.25超過、0.50以下	配点×0.50
D	0超過、0.25以下	配点×0.25
E	0以下	配点×0.00

別表 1 評価項目と評価の視点及び配点

評価項目	提案に当たっての留意事項	評価の視点	配点	
			内訳	合計
1 一般的要素（全般）に関する事項				
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 基本運営方針のア、イ、ウを達成するにあたって、三浦市の施策に則した具体的方策を示すこと。 市・運営権者・構成企業、その他金融機関等、それぞれが担う役割、責任を明示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本運営方針に対する理解度が十分であるか。 	11	67
		<ul style="list-style-type: none"> 今後、事業実施にあたり経営状況を勘案し、適切な改善が図られる仕組みとなっているか。 		
		<ul style="list-style-type: none"> その他、経営、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 		
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施するにあたっての実施体制を示し、当該体制による技術的達成の担保と費用対効果への寄与を示すこと。 当該体制における役割分担を示し、リスク分担及び全体的なリスク負担の軽減への寄与について明示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務の明確かつ効率的な体制及び方法が確保されているか。 	10	
		<ul style="list-style-type: none"> 運営権者が負担すべきリスクについて、応募企業又は応募グループの各構成員並びに再委託等企業との役割分担及び責任の所在が明確化され、全体的なリスク軽減に寄与するものとなっているか。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 調達等の安定性の観点から、効果的かつ具体的な対応について提案がなされているか。 その他、経営、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 		
財務管理	<ul style="list-style-type: none"> 「収支計画」を示すとともにこれを達成するにあたっての具体的な裏付けを明示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「収支計画」に関し適切な計画がなされているか。 	10	
		<ul style="list-style-type: none"> 運営権者の経営状況について、資金ショートのリスク等を回避する計画となっているか。 第三者機関による監視手法が適切なものであるか。 		

			<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、経営、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 	
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフモニタリング計画の概要、及び記載すべき重要事項を示すこと。 ・ 問題に対する事前策及び事後策を示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の健全化及び改善が図られるモニタリングとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、経営、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 	10
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業等を活用することによる事業安定性への寄与、地域経済活性への寄与を示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業の利活用目標を立てるにあたっての考え方が明確に示されているか。 ・ 地域の産業種別及び産業構造といった実態を踏まえた提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな地元産業の創出やまちの賑わい増進（イベント実施や地元住民との共同）に資する提案、将来の地元雇用、UJI ターン促進に向けたリクルーティング活動等、これらに向けた取り組みがあるか。 	12
			<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 	
保険適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に当たり潜在的に有するリスクを明示するとともに、当該リスクに対する回避策として、保険の付保又はその他手法によるものを示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するに当たり、発生し得るリスクが明示されているとともに、必要十分と考える保険への加入あるいは代替措置が図られているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、経営、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 	5
災害時体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応の実施体制を示し、災害発生時における災害対応と通常業務の継続措置の考え方を示すこと。 ・ 災害発生時の連絡体制、業務優先度を考慮した復旧スケジュール(点検・調査、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応業務の明確かつ効率的な体制及び方法が確保されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応の着実な実施に向け、市と運営権者間の役割分担や責任分担等が明確であり、運営権者側の責務を果たすための施策が図られているか。 	9

		<p>応急復旧、本復旧等) (案) の考え方、後方支援などの具体的対応を示すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における現場対応状況等を効率的に情報収集、情報共有する提案となっているか。 ・ 市民生活、地域経済への影響を最小限とするため、通常業務、災害対応業務を並行運用するための体制確保、優先実施業務の考え方が適切であるか。 ・ その他、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 		
2 一般的要素（技術）に関する事項					
	<p>ストックマネジメントに係る検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が示すストックマネジメントに対し、効果的な見直しが図られているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スtockマネジメントに係る検討を行うに当たり、健全度、緊急度の管理水準の設定を含めた見直しの考え方が示されているか。 ・ LCC の低減、平準化が図られているか。 ・ 管路施設においては、住民への影響度を考慮し、点検を優先すべき箇所と考え方が適切か。 ・ 人口減少等に伴う汚水量の低減を見込んだ、効率的なダウンサイジング化が図られているか。 ・ 機種選定にあたって適時適切、かつ効率的な機器の導入が図られているか。 ・ 本事業終了後においても多様な事業者が継続的に維持管理を可能とする設備の導入が図られているか。 ・ その他、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 	26	63

	改築全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築を行うに当たり、より効率的に行うための取り組みを示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場・ポンプ場及び管路施設の改築を行うに当たっての重要事項、課題、解決方法が明確になっているか。 ・ 解決に当たりどのような能力を有する者又は企業に行わせることを想定しているか。 ・ その他、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 	16	
	維持管理全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場・ポンプ場の安定的かつ、より効率的な施設管理を行うための取り組みを示すこと。 ・ 管路施設の流下能力維持に向けた、より効率的な施設管理を行うための取り組みを示すこと。 ・ 溢水など、住民への影響度を回避するための維持管理上の具体的対策を示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放流水質の要求水準を満足するための有効な運転管理手法が示されているか。 ・ 処理場施設の健全性を確保するため、点検項目、手法、頻度等を含めた実現性のある具体的な提案となっているか。 ・ 処理場の維持管理(水質管理、汚泥管理)における有効な省エネルギー化の取り組みとなっているか。 ・ ポンプ場施設の健全性を確保するため、点検項目、手法、頻度等を含めた有効な改善提案が示されているか。 ・ 管路施設の流下能力のために必要となる施設管理手法が示されているか。 ・ その他、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項。 	21	
3 一般的要素（その他）に関する事項					
	附帯提案事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三浦市公共下水道事業に対し効用が発揮される提案を記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮されるものであるか。 	15	30

	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公序良俗に反しない、独立採算の提案を記載すること。 ・ 三浦市への効用が発揮され、事業期間を通じ又は運営権者が自ら定める期間若しくは稼働日以上の運用が図られるものに加え、実施後の撤退、又は、時世を見計らったの同等事業への転換を前提とした提案も認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷低減等の効用が発揮されるものであるか。 ・ 新たな事業の創出や雇用の促進等、まちの賑わい創出に資するものであるか。 	15	
4 市財政負担軽減に向けた取り組みに関する事項					
	市財政負担軽減に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市財政負担軽減に向けた取り組みとして「運営権対価」、「利用料金削減額」及び「改築費削減額」を創出するにあたっての対策と期待される効果を記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「運営権対価」及び「利用料金削減額」創出に当たっての考え方が現実的であり、適正であると認められるか。 ・ 「改築費削減額」創出に当たっての考え方が現実的であり、適正であると認められるか。 ・ その他、事業提案全体を通じて市財政負担軽減に向けた取り組みとして評価し得る特筆事項。 	10	40
	期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本記載については、「様式集及び記載要領」の「提案審査に係る審査様式（価格要素に関する事項）」の指定に応じ記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の市財政負担軽減に向けた取り組みが、適切かつ現実的であると認められる場合に限り、表 5-2 に基づき評価する。 	30	
合 計 点					200